

国立大学法人お茶の水女子大学
ネーミングライツ事業ガイドライン

2025 年 11 月策定

目 次

1. ネーミングライツ事業の趣旨
2. 事業の基本方針
3. 対象施設等
4. ネーミングライツ料
5. 協定期間
6. 選定の手続き
7. 事業募集の方法
8. 応募資格
9. 別称等の付与の条件
10. 選定項目及び選定ポイント
11. 協定の締結・更新
12. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担
13. ネーミングライツ・パートナーの特典
14. 協定の解除
15. リスクの分散

1. ネーミングライツ事業の趣旨

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、施設等の有効活用を図り、教育研究環境の向上を目的として、平成 31 年 2 月からネーミングライツ事業を導入しました。本事業の趣旨に賛同いただける事業者（法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体をいう。以下「事業者」という。）を募集しています。

このガイドラインは本学のネーミングライツ事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

本学と協定を結びネーミングライツを付与された事業者を「ネーミングライツ・パートナー」と呼びます。本学との協定により、ネーミングライツ・パートナーには、本学の施設等に事業者の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称等（以下「別称等」という。）を決定する権利を付与します。ネーミングライツ・パートナーは、学内外での認知度を高めることが期待できます。また、本学は、ネーミングライツを付与された事業者からネーミングライツ料を得ることができ、施設等を整備し有効活用することで、教育研究環境の向上を図ることができます。

【ネーミングライツ・パートナー】

ネーミングライツ・パートナーは本学との協定により本学所有の施設等に別称等を設定できます。また、本学施設等及び構内に別称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

2. 事業の基本方針

- ① 本学は、施設等の本来の目的に支障を及ぼさないようネーミングライツ事業を実施するとともに、その対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにします。
- ② 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、別称等を積極的に使用するものとします。
- ③ 本学は、ネーミングライツ事業を実施した施設等について、必要に応じて従来の施設等の名称を使用することができます。

3. 対象施設等

対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他の財産とします。ただし、寄附者の氏名等を冠したものは除きます。

対象施設等は、当該施設等を管理する学内組織と協議の上、決定します。

4. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、類似する他の施設等の事例、利用状況、メディア等への露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し、対象施設等ごとに決定するものとします。

5. 協定期間

協定期間は、原則3年以上5年以下とし、個別の協定ごとに定めます。

6. 選定の手続き

本学に、国立大学法人お茶の水女子大学ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、応募資格、応募の趣旨、別称等案、命名権料、協定期間、経営状況等を総合的に考慮した上で審査し、ネーミングライツ・パートナー採用候補者を決定するものとします。

7. 事業募集の方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとします。募集要項を定め、公式ウェブサイト等により広く募集します。

- ① 対象施設の決定
- ② 募集条件の設定
- ③ 選定委員にて公募実施の可否を審議
- ④ 公募開始
- ⑤ 選定委員においてネーミングライツ・パートナー採用候補者を決定
- ⑥ 協定締結
- ⑦ サイン等の設置
- ⑧ 別称等の使用開始

8. 応募資格

ネーミングライツ・パートナーは本学とネーミングライツ実施協定を希望する事業者です。ただし、次のいずれかに該当する事業者は、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと本学が認めるもの

9. 別称等の付与の条件

- ① 別称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
 - ・ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
 - ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

- ・個人情報に係るもの
 - ・その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ③ 本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。
- ④ 別称等は本学で審議の上、決定します。
- ⑤ 本学から別称等の変更を求める場合があります。
- ⑥ 混乱を避けるため、協定期間中の別称等の変更はできません。

10. 選定項目及び選定ポイント

次の選定項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ・パートナー選定委員会において、応募資格、応募の趣旨、別称等、ネーミングライツ料、協定期間、経営状況等を総合的に判断し選定します。また、応募者の多寡に関わらず、採用とならない場合もあります。

選定項目		要件、基準等
資格要件	資格	・ 応募資格の確認 ・ 過去の重大な事故及び不誠実な行為の有無 ・ 経営状態
	別称等（デザインを含む）	・ 学生、教職員に受け入れられる案となっているか ・ 別称等は施設等にふさわしいものとなっているかどうか など
選定基準	応募の趣旨	
	ネーミングライツ料	・ 財政的な観点から高額であるほど高評価とする。
	協定期間	
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。	

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）
- ② 事業者の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）
- ⑤ 直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる企画提案書（様式自由）

11. 協定の締結・更新

本学は、ネーミングライツ・パートナーの決定を通知した事業者と協定を締結します。なお、ネーミングライツ・パートナーは、当該施設等の協定更新に際して、優先的に交渉をすることができます。

12. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、協定期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）
- ② 別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 協定締結後に作成する本学広報誌、公式ウェブサイト等への掲載の費用は、本学が負担します。

13. ネーミングライツ・パートナーの特典

ネーミングライツ・パートナーには、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。また、サイン等の設置にあたり、既存の施設等の改修が必要となる行為は原則禁止しますが、やむを得ず必要な場合には、事前に大学と十分に協議を行うこととします。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツ・パートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、本学のネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

14. 協定の解除

本学は、以下に該当するとき、ネーミングライツの付与を取り消し、協定を解除できるとします。

この場合、協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- ① 協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、協定に定める義務を履行しないとき。
- ③ 協定に定める条項に違反したとき。
- ④ 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 事業者等の都合等により、協定に定める義務の履行が困難となったとき。
- ⑦ その他本学がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき。

15. リスクの分散

ネーミングライツ・パートナーが新たに設置したサイン等により損害が生じた場合や、対象施設等に付けた別称等が商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。